

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金 支給要項

(目的)

第1条 この要項は、富山県内のバスケットボールの普及及び振興を図るため、市町村バスケットボール協会（以下「市町村協会」という。）が開催する競技会に対して助成金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給対象者は市町村協会とし、一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程第38条に基づく加盟料を納付しているものとする。

(対象の競技会)

第3条 助成金の支給対象となる競技会は、市町村協会が開催する大会及び練習会とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1回当たり10,000円とし、予算の範囲内で支給するものとする。

2 助成金の支給回数は、1市町村協会につき1年度当たり2回を限度とする。

(助成金の請求)

第5条 助成金の支給を受けようとする市町村協会は、一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金請求書（様式第1号）に、公益財団法人日本バスケットボール協会国内競技会の開催手続きに関する運用細則の承認競技会Bの開催手続き手順に規定する関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

(助成金の支給)

第6条 会長は、前条の規定による請求書を受領したときは、これを審査し、適正であると認めるときは、市町村協会に当該請求額を支給するものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、助成金の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（2022年3月14日決議）

この要項は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年9月19日決議）

この要項は、2022年9月19日から施行する。

附 則（2024年5月27日決議）

この要項は、2024年5月27日から施行する。

(様式第1号)

一般財団法人富山県バスケットボール協会
競技会助成金請求書

年 月 日

一般財団法人
富山県バスケットボール協会 会長 あて

住所又は所在地

団 体 名

代表者氏名

一般財団法人富山県バスケットボール協会競技会助成金支給要項第5条の規定により、
次のとおり請求します。

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|----|
| 事業実施年度 | 年度 | 請求回数 | 回目 |
| 競技会の名称 | | | |
| 開催日程 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| 請求額 | 円 | | |
| 担当者名・連絡先 | 氏名 | Tel | |
| 添付書類 1 国内競技会開催申請書 (B) 2 国内競技会収支計画書 (B) 3 大会要項 4 その他 | 振込口座 金融機関名 預金種別 普通 ・ 当座 口座番号 口座名義人名 | | |